

# 「30年保証」破られた口約束

「家賃は保証」などと誘われてアパート経営に乗り出した大家から、業者とのトラブルの訴えが相次いでいる。国土交通省は「大家も事業者」として規制強化に消極的だったが、訴えは今後も増えることが予想され、ようやく対策に乗り出す。だが、実効性を疑問視する声も出ている。

## 減額・解約 事前説明なし

**サブリースをめぐるトラブルの例**

相模原市のJR橋本駅からバスと徒歩で約25分。かつては雑木林だった場所にある2階建てのアパート2棟は7月上旬、約3分の1が空室だった。大家の女性(66)は14年前、大手賃貸住宅管理会社の営業マンに勧説された。「30年間の一括借り上げ保証です」と繰り返しアピールされたが、「家賃は下がる」といふ込んだ。相続税対策も兼ね、銀行から1億円を借り入れ、2棟を建てた。当初の家賃收入は毎月約126万円。しかし、8年が過ぎた頃から「周辺物件の家賃より高い」などと値下げを2回求められ、今は約106万円。契約書を見直すと、「状況に応じて家賃変更を協議する」といつた趣旨の記載があった。女性は「あまりにも知識不足で、業者の言うままに従つてしまつた。更に減額されるとローンが返せず、アパート手放さざるを得ない」と嘆く。

千葉県茂原市の男性(62)も21年前、約1億円の借金をして市内にアパート2棟を建てた。大手賃貸住宅管理会社の営業マンは「事業者も消費者もどちらも事業者」とのスタンスから、民間契約に干渉できないとの立場だつた。一方、サブリースの問題に詳

アパートへの太陽光発電パネルを設置を要求された

強引な勧説により契約させられ、解約しようとしたが請求された

「国民生活」2014年8月号と日本住宅性能検査協会の調べから

自身の物件を見ながら、「サブリースには惑った。もう関わりたくない」と話す大家の男性



ごとに原則3%上げる」との説明も受けたという。だが家賃は一度も上がり、逆に6万円減って月約70万円に。2008年秋の収入がほぼゼロになり、返済計画が狂つた。

▼1面参照

## 元営業マン「世間知らず狙つた」

理会社による「30年間一括借り上げ」。契約時には「4年目以降は家賃を2年が高く、人に相談しない」と

うな人を狙つた。賃貸住宅管理会社の元営業マンはぞうめんか。特に「狙い目」だったのは教員や医者、公務員らだったといふ。まとまつた広さの土地が、役員らと一緒に食事を

比較的多い埼玉や千葉などに集中的に営業した結果、「老後資金の確保」などのメリットを語った。

契約の際は大家を本社に招き、役員らと一緒に食事を

して、昨年1月からは相続増税で、業界では「有利な資産運用で、節税にもなる」というたうい文句で、業界には有力な貸出先が少なかつて、だぶついた資金が回つてゐる形だ。

契約書に中途解約を可能とする条項があった。男性は「契約時には解除の説明はなかった。相手は一枚も一枚も手のプロ。個人では対抗出来ない」と話す。

「信頼関係です」と言い張った。10年目以降は2年ごとに家賃を協議する契約になつていて、「大家には10年目までまったく説明しなかった」と振り返る。

別れの賃貸住宅管理会社の元社員は「アパート建築の時点では、利益は回収できた」と語る。1億円のアパート建設を同社が自ら負担したことでの40%の4千万円が利益になると言ふ。大手ゼネコン関係者は「利益は10%が過熱している」という。元社員は「アパートは増益になると、近い将来に家賃トラブルはもっと増えるだろう」と話す。

## 規制対象業者は1割

アパートのサブリースをめぐるトラブルに対して、監督官庁の国交省は当初、規制に消極的だった。アパートを経営する大家は「あくまでも事業者」とのスタンスから、民間契約の場合は事業者間の契約は実質的には消費者に近い」と話す。

住宅管理業者と資産の運用を目的にした個人の大家とでは、情報や交渉力に大きな格差があり、大家は、大家らからの相談が頻発した。08年秋のリーマン・ショック後は、大家らから多くの部屋を借り上げ、また、新たな規制の対象となるべきために、家賃の減額リスクは従来の契約書とは別の書面を作るなど強調して説明することが求められた。従来の契約書とは別に書面を作るのは、中小も含めてより多くの業者がトラブル防止を徹底する仕組み作りが必要だ」と話す。

(峯俊二平、水添健一、中村信義)

12年末の自民党の政権復

帰後、相次ぐ金融緩和で市

場に資金が余っている。日

本銀行は今年3月のリボ

ートで、サブリースをはじめ

とするアパートの大家向

けの貸出先が少なかつて、だぶついた資金が

いためだぶついた資金が

回つてゐる形だ。